

1. 平成 25 年度 事業計画

社会福祉法人 倉吉市社会福祉協議会

基本方針

人は、誰もが住み慣れた地域で自分らしく安心して幸せに暮らしていくことを望んでいます。

しかし、私たちを取り巻く環境は、人口の減少や少子・高齢化、核家族化や単身世帯の増加等の家族形態の変化と人間関係の希薄化、さらに長引く景気の低迷等を背景とした生活困窮、失業、自殺、虐待等の地域社会における課題は増大するとともに多様化し複雑化しています。

このような状況の中、昨年策定した第3期「倉吉市地域福祉活動計画」に基づき、地域住民、行政、福祉、保健、教育他の関係機関や団体等との連携を強化し、地域住民による支え合いや助け合い活動の推進、そして市民ニーズに対応した質の高い福祉サービスの提供に努め「だれもが安心して暮らせる福祉のまち」の実現に向けた取組みを展開してまいります。

さらに、本年は市行政や関係団体の理解と協力を得て、「(仮称)新倉吉福祉センター」の完成を目指し、本市における社会福祉、地域福祉の中心的な役割を担う新たな拠点施設の整備をはかります。

重点目標

1. 自己財源の確保と財政基盤の整備
2. 職員体制の整備
3. (仮称)新倉吉福祉センターの建設
4. 介護保険事業等の安定経営

事業計画

1. 組織体制と財政基盤の整備

- (1) 理事会の開催 (5月、6月、8月、12月、2月、3月)
- (2) 評議員会の開催 (5月、6月、8月、12月、2月、3月)
- (3) 監事会の開催 (5月、10月)
- (4) 正副会長会の開催 (随時)
- (5) 部会の開催
 - ・総務財政部会 (随時)
 - ・地域福祉部会 (随時)
 - ・在宅福祉部会 (随時)
- (6) 次期役員・評議員・監事他の選任
- (7) 行政等との連携強化
 - ・顧問会議の開催 (1月)
 - ・行政との情報交換 (随時)
- (8) 苦情解決委員会の開催 (10月、3月)
 - ・苦情、要望等の対応や改善状況の検討
- (9) 諸規程の整備
 - ・関連諸規程の制定と改正
- (10) 法人登記
 - ・資産総額の変更登記 (5月)
- (11) 事務局機能・体制の整備
 - ・職員体制の整備
- (12) 財源の確保
 - ・会員の拡充
 - ・社協会費見直しの検討
 - ・寄付金等の受入の検討
 - ・補助金の安定確保の検討
 - ・公的、民間助成制度の活用
- (13) 役員研修等の実施と参加
 - ・市町村社協役員セミナー
 - ・四市社協会長・常務理事・事務局長会
 - ・中四国都市社協連絡協議会、他

- (14) 職員研修の実施と参加
 - ・業務別研修
 - ・階層別研修
 - ・中部地区社協、県内社協職員協議会
 - ・中四国都市社協連絡協議会職員研修会
 - ・計画的な職員研修の実施

- (15) 調査研究の実施と参加
 - ・役員、地区社協会長の視察研修 (6月)

- (16) 人権問題研修の実施と参加
 - ・人権問題研修推進委員会の開催 (6月)
 - ・職員人権研修の実施 (11月 2回)
 - ・関係機関、団体への協力と参加 (随時)

- (17) 職員の福利厚生
 - ・職員健康診断の実施 (5月、6月)
 - ・職員健康相談の実施 (年7回)
 - ・衛生委員会の開催 (11月、2月)

- (18) 点検と評価の実施
 - ・意見箱の活用
 - ・自己点検と評価の実施
 - ・「福祉モニター」設置の検討

2. 企画・広報活動の推進

- (1) 第55回倉吉市社会福祉大会の開催 (11月)
 - ・表彰、感謝、褒賞
 - ・地域福祉実践発表と講演

- (2) 広報活動の推進
 - ・広報紙「しあわせ」の発行 (毎月1回)
 - ・点訳広報紙の発行 (毎月1回)
 - ・ホームページの管理と充実

3. 地域福祉活動の推進と地区社会福祉協議会との連携

- (1) 小地域福祉活動の推進とネットワークづくり
 - ①ふれあい・いきいきサロン事業の推進
 - ・新規立ち上げ費用の助成
 - ・継続費用の助成
 - ・世話人交流会の開催 (8月)

- ②小地域福祉ネットワークづくり事業の推進
 - ・小地域福祉活動研修会の開催 (4月19日)
 - ・地区社協への事業補助 (8月下旬)
 - ・支え合いマップづくりの作成支援 (随時)
 - ・小地域福祉ネットワーク推進連絡会の開催支援 (随時)
 - ・地域支え合い研修会の開催支援 (随時)
- ③地区社協「地域福祉活動計画」策定の推進
 - ・地区社協への事業補助 (1地区)
 - ・地区社協「地域福祉活動計画」の策定支援 (5地区)
- ④市との連携強化
 - ・市との連絡会の開催 (5月、11月)
- ⑤わが町支え愛活動支援事業の受託実施
 - ・実施自治公民館への活動支援と事業補助 (20箇所)
 - ・実施自治公民館への事業補助 (8月)
- (2) 地区社協活動の支援と連携強化
 - ・地区社協への運営補助 (7月下旬)
 - ・地区社協事業等への協力と地区担当職員活動の充実 (随時)
 - ・地区社協連絡協議会の開催 (年6回) と事務局の運営
- (3) 地区福祉懇談会の開催支援
 - ・各地区社協の福祉懇談会の開催支援 (9月中旬～10月下旬)
- (4) 倉吉市民生児童委員連合協議会との連携と助成
 - ・民協との連携による関連事業の推進
 - ・研修事業へ事業補助 (10月)
 - ・活動事業へ事業補助 (10月)
 - ・関係会議等への参加
- (5) 高齢者福祉活動の推進
 - ①福祉協力員活動の推進
 - ・地区代表者会の開催 (8月)
 - ・緊急連絡用カードの更新
 - ・地区社協へ事業補助 (6月)
 - ・地区研修会等への協力 (随時)
 - ・福祉協力員活動の理解促進
 - ②ふれあい給食サービス事業の推進
 - ・地区社協へ補助金の交付 (4、6、10月)

- ・給食サービスボランティア研修会の開催 (6～7月)
 - ・地区責任者会の開催 (1月)
 - ・配食用容器、消耗品の配付 (3月)
- ③地区敬老会事業の助成
- ・地区自治公民館協議会へ事業補助 (4月)
- ④老人週間啓発事業の実施
- ・老人週間ポスターの配付 (9月)
- ⑤倉吉市老人クラブ連合会活動の協力と助成
- ・事業費補助 (7月)
 - ・ペタンク大会事業補助
 - ・諸事業の協力と事務局の運営 (9月)
- (6) 障がい児・者福祉活動の推進
- ①倉吉市身体障害者福祉協会活動の協力と助成
- ・事業費補助 (7月)
 - ・諸事業の協力と事務局の運営
- ②倉吉市手をつなぐ育成会活動の協力と助成
- ・事業費補助 (7月)
 - ・諸事業の協力と事務局の運営
- ③倉吉市精神障がい者家族会活動の協力と助成
- ・事業費補助 (7月)
 - ・諸事業の協力と事務局の運営
- ④障がい者団体等への助成
- ・倉吉市肢体不自由児・者父母の会へ事業費補助 (7月)
 - ・傷痍軍人会倉吉支部へ事業費補助 (7月)
 - ・腎友会中部地域会議へ事業費補助 (7月)
- (7) 児童・青少年福祉活動の推進
- ①小学生独居老人訪問活動事業の推進
- ・地区社協へ事業補助 (随時)
- ②準要保護児童・生徒への支援
- ・準要保護小・中学生修学旅行費用の一部助成
- ③中学校区少年少女のつどい事業の助成
- ・各中学校区青少年育成協議会へ事業費補助 (随時)
- ④児童・青少年健全育成団体事業の助成

- ・打吹スカウト育成会へ事業費補助 (7月)
- ・鳥取県里親会中部支部倉吉支会へ事業費補助 (7月)
- ⑤子育て支援事業の推進
 - ・託児用おもちゃ貸出事業の実施 (随時)
- ⑥児童福祉啓発事業の実施
 - ・児童福祉週間ポスターの配布 (4月)
- (8) 母子・父子福祉活動の推進
 - ①倉吉市連合母子会活動の協力と助成
 - ・事業費補助 (7月)
 - ・諸事業の協力と事務局の運営
- (9) 高齢者・障がい者関係団体等事業の推進
 - ・福祉団体連絡会の開催 (6月、2月)
- (10) 福祉教育事業の推進
 - ①倉吉市福祉教育推進連絡協議会への協力と支援
 - ・諸事業の協力
 - ②福祉教育実施校の活動協力と助成 (6月)
 - ・小学校 13校、中学校 5校、
 - ・高等学校 5校、養護学校 1校
 - ③福祉教育推進校の活動協力と助成 (6月)
 - ・小学校1校
 - ④福祉教育の広報・啓発活動の協力と助成
 - ・福祉教育活動の広報・啓発への協力
 - ・「福祉の心」発行の助成 (2月発行)
- (11) 更生援護活動の推進
 - ①災害見舞事業の実施
 - ・災害等の罹災者に見舞金を贈呈
 - ②更生保護団体への助成
 - ・倉吉市保護司会 (7月)
 - ・倉吉市更生保護女性会 (7月)
 - ③更生保護事業の協力
 - ・社会を明るくする運動への協力
- (12) 地域福祉権利擁護受託事業の実施
 - ①福祉サービス利用支援センター中部の運営
 - ・専門員の配置(2名)
 - ・事務担当職員の配置(7名)
 - ・相談の受付

- ・ 自立支援のための計画策定とサービス提供
- ・ 生活支援員の登録
- ・ 生活支援員研修会の開催 (8月)
- ・ 中部地区市町社協担当職員連絡会の開催 (5月、8月、2月)
- ・ 内部審査の充実 (毎月第3水曜日)
- ・ 啓発広報活動の実施
- ・ 町社協金庫検査等の実施

②会議・研修会等への参加

- ・ 専門員連絡会 (毎月第1木曜日)
- ・ 基幹的社協連絡会 (9月、3月)
- ・ 契約締結審査会 (毎月第4金曜日)
- ・ 専門員実践力強化研修会 (7月、2月)
- ・ 中国ブロック専門員研修会
- ・ 虐待防止実践セミナー
- ・ 各種県内研修会

(13) 福祉機具貸出事業の実施

- ・ 電動ベッド、車イス等の貸出 (随時)

(14) 倉吉市社会福祉施設連絡協議会活動の協力と助成

- ・ 諸事業の協力と事務局の運営

4. 福祉バス事業の推進

(1) 福祉バス事業の運営

- ①福祉バス3台の安全運行と保守管理
- ②福祉バス運営委員会の開催 (6月)
- ③運転手の確保及び連絡会の開催

5. 共同募金配分金事業の推進

(1) 共同募金配分金事業の推進

- ・ 地域福祉活動事業他の実施

(2) 歳末たすけあい募金配分事業の推進

- ・ 歳末たすけあい募金配分事業の実施

6. 資金貸付事業の推進

(1) 生活福祉資金貸付事業の推進

- ①生活福祉資金貸付事業の実施
 - ・ 低所得世帯、高齢者世帯、障がい者世帯
 - ・ 失業世帯等への貸付の相談と支援

- ・民生委員実費弁償費の交付 (2月)
- ②貸付資金
 - ・総合支援資金
 - ・福祉資金
 - ・教育支援資金
 - ・不動産担保型生活資金
- (2) 臨時特例つなぎ資金貸付事業の推進
 - ①臨時特例つなぎ資金
 - ・住居のない離職者への貸付の相談と支援
- (3) 民生資金貸付事業の推進
 - ・低所得世帯に緊急必要な資金の貸付
 - ・担当民生委員・行政機関との連絡調整
 - ・滞納者への督促
- 7. センター運営事業の推進**
 - (1) 鳥取県倉吉老人福祉センターの管理
 - ・センター設備の管理
 - ・地震避難訓練の実施 (10月)
 - (2) 倉吉市高齢者生活福祉センター指定管理の受託
 - ・センター設備、備品の管理
 - ・センターの貸出と利用促進
 - ・居住部門利用者の生活支援
 - ・自主事業の実施
 - ・消防総合訓練の実施 (6月、11月)
- 8. 新福祉センター建設の推進**
 - (1) 新福祉センター建設事業の実施
 - (2) 新福祉センター建設検討委員会の開催 (年5回)
 - (3) 市等との連携
- 9. ボランティアセンター事業の推進**
 - (1) 倉吉市ボランティアセンター事業の実施
 - ①ボランティア活動の情報提供
 - ・広報紙「しあわせ」への掲載 (毎月)
 - ・「ボランティア情報」の提供 (毎月)
 - ・ホームページでの広報 (随時)

- ②ボランティア講座の開催 (毎月)
- ③ボランティアミニ体験の開催 (5月、6月、8月、9月、10月、11月)
- ④地区ボランティア活動推進事業の実施 (随時)
- ⑤小学生サマーボランティアスクールの開催 (8月)
- ⑥中学生サマーボランティアスクールの開催 (8月)
- ⑦災害ボランティア研修会の開催 (10月)
- ⑧託児ボランティア養成講座の開催 (全3回：5～6月)
- ⑨ボランティア活動体験事業(高校生・社会人)の共催 (7～8月)
- ⑩ボランティアコーディネーターセミナー等への参加
- ⑪ボランティア活動の協力と助成
 - ・個人ボランティアへの活動支援
 - ・ボランティアグループへの活動支援と補助 (6月)
- ⑫倉吉市ボランティア連絡協議会との連携
- ⑬NPO・企業等との連携
- ⑭ボランティア登録と斡旋等の実施
- ⑮ボランティア活動保険加入の推進
 - ・活動保険、行事用保険
- ⑯ボランティア活動資料図書、関連機材等の整備
- ⑰ボランティアセンター運営委員会の開催 (年2回)
- ⑱災害ボランティアセンターの体制整備
 - ・行政、関係機関、団体等との協働体制の整備

10. 総合相談所事業の運営

(1) 倉吉市総合相談所事業の実施

- ①心配ごと相談 第2水曜日・第4土曜日 (年24回)
- ②法律相談 第1火曜日・第4金曜日 (年24回)
- ③こども・家庭相談 第1水曜日・第3土曜日 (年24回)
- ④登記相談 第1金曜日 (年12回)
- ⑤年金相談 第2火曜日 (年12回)

※会場 倉吉交流プラザ

- (2) 相談員連絡会の開催 (2月)
- (3) 相談員研修会の開催 (10月)

11. 居宅介護等事業の運営

(1) 受託事業の実施

- ①倉吉市包括的支援事業の受託実施
 - ・介護予防ケアプランの作成

- ・倉吉市包括専門部会の事業推進
- ・地域のネットワークづくり
- ・権利擁護業務
- ・総合相談業務

②介護予防教室事業の受託実施

- ・福祉団体、施設、自治公民館、小学校等での教室の開催

③緊急通報システム設置事業の受託実施

- ・緊急時の適切な対応
- ・24時間体制での通報や相談の受付
- ・電話での安否確認
- ・機器の管理

④認知症予防教室事業の受託実施

- ・モデル地区での認知症予防教室の開催

⑤配食サービス事業の受託実施

- ・食事の提供と安否確認

⑥生活管理指導員派遣事業の受託実施

- ・高齢者の日常生活の支援

12. 障害者総合支援事業の運営

障害者総合支援法に基づき、利用者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する

(1) 障害者総合支援事業の実施

①障害者総合支援居宅介護等事業所の運営と適切なサービスの提供

- ・身体障害者訪問介護事業の実施
- ・知的障害者訪問介護事業の実施
- ・児童訪問介護事業の実施
- ・精神障害者訪問介護事業の実施
- ・重度訪問介護事業の実施
- ・同行援護事業の実施

②基準該当生活介護事業所の運営と適切なサービスの提供

- ・基準該当生活介護事業の実施

③介護職員の処遇改善の実施

- ・非常勤職員等への一時金の支給 (6月、12月)

13. 地域生活支援事業の運営

- (1) 地域生活支援事業の実施

14. 介護保険事業の運営

介護保険法に基づき、利用者の居宅での日常生活を支援する

- (1) 居宅介護支援事業の実施

- ①居宅介護支援事業所の運営と適切なサービスの提供
- ②要介護認定訪問調査事業の受託実施
- ③介護予防支援業務の受託実施

- (2) 訪問介護事業の実施

- ①訪問介護事業所の運営と適切なサービスの提供

- (3) 訪問入浴介護事業の実施

- ①訪問入浴介護事業所の運営と適切なサービスの提供

- (4) 通所介護事業の実施

- ①通所介護事業所の運営と適切なサービスの提供

- (5) 介護予防訪問介護事業の実施

- ①介護予防訪問介護事業所の運営と適切なサービスの提供

- (6) 介護予防通所介護事業の実施

- ①介護予防通所介護事業所の運営と適切なサービスの提供

- (7) 介護職員の処遇改善の実施

- ・非常勤職員等への一時金の支給 (6月、12月)

15. 祭壇貸出事業の運営

- (1) 葬儀用祭壇貸出事業の実施

- ①祭壇の貸出と保守管理
 - ・本所 仏式祭壇3基、神式祭壇1基の貸出
 - ・支所 仏式祭壇2基、神式祭壇1基の貸出

16. 移送サービス事業（特定旅客運送事業）の運営

- (1) 移送サービス事業の実施

- ①移送サービス事業所の運営と適切なサービスの提供
 - ・乗務員の安全運転の指導及び安全運行の徹底
 - ・利用者の拡大

17. 団体等事務局の運営

- (1) 倉吉市地区社会福祉協議会連絡協議会
- (2) 倉吉市共同募金委員会
- (3) 日本赤十字社鳥取県支部倉吉市地区
- (4) 倉吉市老人クラブ連合会
- (5) 倉吉市身体障害者福祉協会
- (6) 倉吉市手をつなぐ育成会
- (7) 倉吉市精神障がい者家族会
- (8) 倉吉市連合母子会
- (9) 倉吉市社会福祉施設連絡協議会

18. 顕彰

- (1) 倉吉市社会福祉協議会会長表彰
 - ①表彰・感謝・褒賞の実施
- (2) 中央・県・県社協への進達
 - ①全国社会福祉協議会会長表彰
 - ②鳥取県知事表彰
 - ③鳥取県社会福祉協議会会長表彰・感謝